

○大府市議会視察受入れに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大府市議会が受け入れる行政視察及び議会運営に関する視察（以下「視察」という。）に関する手続等について、必要な事項を定めるものとする。

(申請)

第2条 視察を希望する地方公共団体等の議員は、別に定める視察申請書を議長に提出しなければならない。

(受入れの可否等)

第3条 議長は、前条の規定により提出された視察申請書の内容を確認し、受入れの可否、視察日時その他の必要な事項を申請者に通知するものとする。

(視察費の徴収)

第4条 議会は、来訪又はオンラインによる視察に際し、受入れに係る費用として、団体から、1回につき12,000円の視察費を徴収するものとする。

2 既に徴収した視察費は、還付しない。ただし、議長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(視察費の免除)

第5条 前条第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する団体は、視察費の徴収を免除することができる。

- (1) 前年度の4月1日から当該視察の来訪日までの間に、大府市議会議員が視察（有料の場合を除く。）を行った団体
- (2) 愛知県内の団体
- (3) 本市の友好都市又は災害時相互応援協定その他の都市間交流を行っている団体
- (4) 議長が特に必要と認める団体

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、視察の受入れに関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

視察申請書

視察希望日時	1	日にち	曜日	時間	～				
	2	日にち	曜日	時間	～				
都道府県 市区町村議会名	ふりがな								
	漢字								
視察区分	名 称	ふりがな							
		漢 字							
人 数	議員	名	・ 事務局随行	名	・ その他	名	・ 合計	名	
担 当 者 及び連絡先	職・氏名								
	電話番号						FAX 番号		
	メールアドレス								
視 察 内 容	視 察 目 的								
	具 体 的 内 容								
	そ の 他								
交通手段(予定)						案内希望			
費 用	<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> ● 受入れに係る費用として、1回につき12,000円を頂戴します。 ● 御了承いただけましたら、左欄に☑をお願いします。 ※視察費の免除の対象に該当する場合は除きます。							
選 定 方 法									
そ の 他									